

荒尾市温浴・宿泊施設の誘致に関する条例
施行規則

(目的)

第1条 この規則は、荒尾市温浴・宿泊施設の誘致に関する条例（令和5年荒尾市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とし、補助金の交付については、この規則の定めるところによる。

(温浴事業及び宿泊事業)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める温浴事業は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）の中分類78（洗濯・理容・美容・浴場業）のうち小分類784（一般公衆浴場業）及び小分類785（その他の公衆浴場業）とする。

2 条例第2条第4号に規定する規則で定める宿泊事業は、日本標準産業分類に掲げる大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類75（宿泊業）のうち小分類751（旅館、ホテル）及び小分類752（簡易宿所（グランピング施設に限る。））とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。

(指定の申請等)

第3条 条例第4条の規定により新設しようとする施設等の指定を受けようとする事業者は、施設等の新設に着手する前に、補助

金交付対象施設等指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）を指定したときは、補助金交付対象施設等指定書（様式第2号）を交付する。

3 前項の規定により指定を受けた施設等の新設する事業者（以下「指定事業者」という。）が温浴事業及び宿泊事業の両方を営む場合において、市長が行う補助対象施設等の指定は、それぞれ独立した事業運営を行うときは事業ごとに、一体的かつ複合的に事業運営を行うときは当該施設を一つとして指定するものとする。

（操業開始届）

第4条 指定事業者は、補助対象施設等の操業開始後、30日以内に補助金交付対象施設等操業開始届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第5条 指定事業者は、雇用促進補助金の交付を申請しようとするときは、当該補助対象施設等の操業開始の日から1年を経過した後6か月以内に、補助金交付申請書（雇用促進補助金）（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、投下固定資産取得費補助金の交付を申請しようとするときは、当該補助対象施設等の操業開始の日から1年以内に、補助金交付申請書（投下固定資産取得費補助金）（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、補助金の対象となる固定資産は、立地協定締結日から前条の

規定による操業開始届において報告した操業開始日までに取得したものに限る。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）及び額の確定を行い、その内容を当該申請者に、補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知する。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定により通知を受けた指定事業者が補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認申請)

第8条 指定事業者は、条例第8条の規定により施設等の立地の計画を変更することについて承認を受けようとするときは、直ちに事業計画変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、条例第9条に規定する措置を行う場合においては、指定取消通知書（様式第9号）又は補助金返還命令書（様式第10号）により当該指定事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 条例第9条の規定により補助金返還の命令を受けた指定事業者は、市長が定める納期限までに補助金を返還しなければならない。

2 市長は、補助金返還の命令を受けた者が前項に定める納期限までに補助金を返還しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未返還額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じた金額を遅延損害金として徴収することができる。

（地位の承継）

第11条 条例第10条の規定による地位承継に当たっては、あらかじめ地位承継承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、地位承継承認書（様式第12号）により承認を受けなければならない。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。